

平成30年度

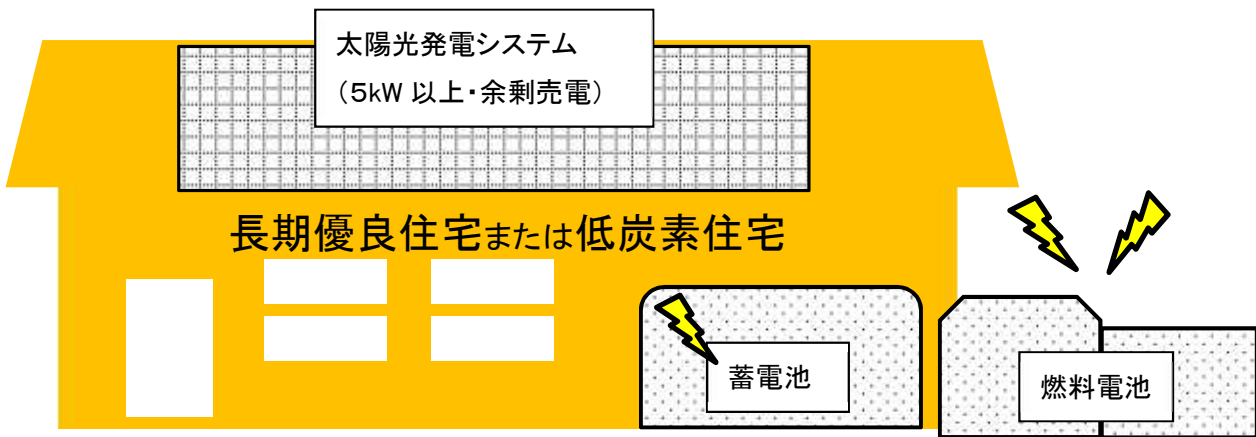
# 西宮市省エネ・創エネ設備導入促進補助事業

西宮市は、市域の温室効果ガス削減のために、省エネ機能を持った建物に再生可能エネルギーや蓄電池を導入した個人に対して補助を行います。

## 対象機器

いずれも、平成30年4月1日から平成31年3月29日までの間に  
長期優良住宅又は低炭素住宅に導入されたものに限ります。

- 太陽光発電システム(受給最大電力5.0kW以上で余剰売電に限る) 一律10万円
- 家庭用燃料電池システム(国の補助を受けて設置したエネファーム) 一律10万円
- 定置用リチウムイオン蓄電池(太陽光発電システムと同時設置されたものに限る) 一律15万円



## 予算総額

500万円

※過去に「西宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金」、「西宮市住宅用エコ設備等複合導入費補助金」、「西宮市エコ・エネルギー設備導入促進補助金」、「西宮市省エネ・創エネ設備導入促進補助金」を受けられた方も対象となります。

## 募集期間

平成30年7月2日(月)から平成31年3月29日(金)(必着)まで

電力受給契約書、国補助金の額の確定通知書、及び取得財産等管理台帳が不備の状態申請された場合、書類不足・不備の訂正期限は平成31年4月19日(金)(必着)です。

※期間内であっても予算総額に達した時点で受付を終了します。

## 申請方法

設置**事後**の申請です。

書類提出先: **西宮市役所 環境学習都市推進課**

➤ 郵送の場合→〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

※郵送の場合「西宮市役所 環境学習都市推進課」の部署名とともに「補助金申請書在中」と明記してください。

➤ 窓口提出先→**西宮市役所(本庁舎)8階(86番窓口)**

※支所等での書類受領は行っていません。

※持参の場合、書類一式の受け取りのみ行い、その場での内容確認・審査は行いませんので、ご注意ください。

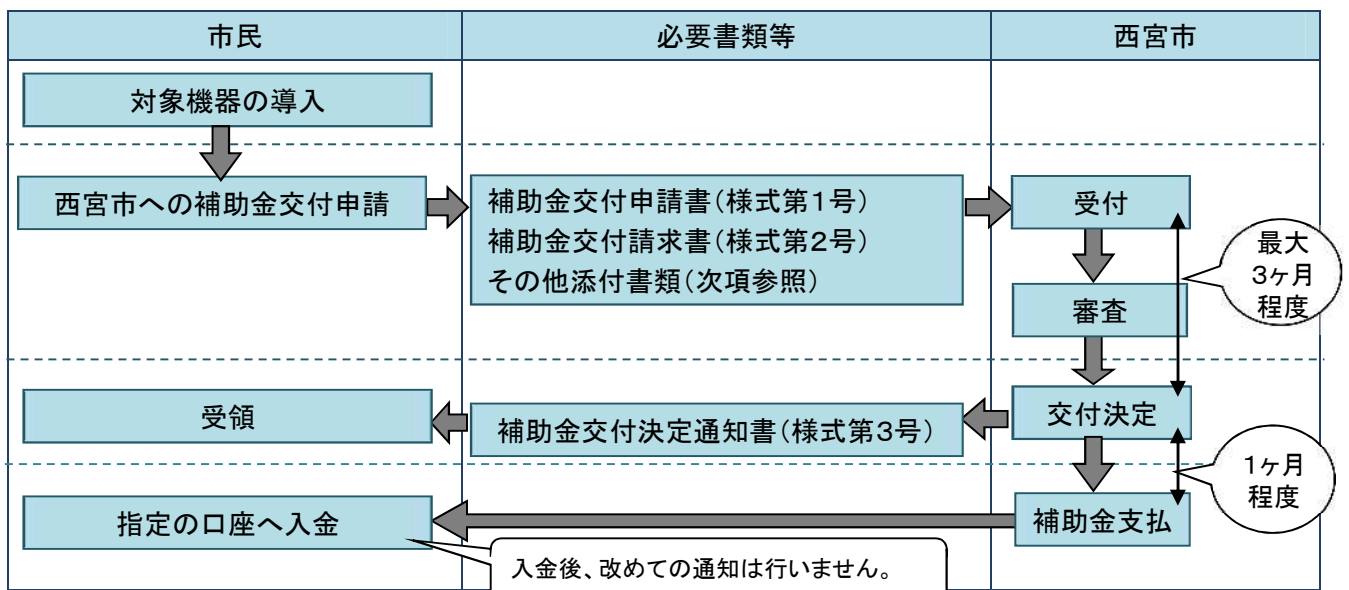
## 交付要件

補助金の申請に際しては、以下の共通要件及び該当する対象機器の交付要件をすべて満たしている必要があります。

対象機器	交付要件	導入日の定義
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市税の滞納がないこと。</li> <li>② 「長期優良住宅」又は「低炭素住宅」に対象機器を設置すること。</li> <li>③ <u>建築計画主・設備の設置者(注文者)・電力受給契約者(燃料電池の場合、国の補助金申請者)等の名義が同一であること。</u></li> <li>④ 対象機器を平成30年4月1日から平成31年3月29日の間に導入すること。</li> <li>⑤ 対象機器が未使用(新品)であること。</li> </ul>	
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請者は市内の対象住宅に新たに太陽光発電システムを設置した個人、又は設置された対象住宅を購入した個人であること。</li> <li>② 電気事業者と余剰電力の売電契約を締結していること。(増設又は全量売電契約の場合は対象外)</li> <li>③ 受給最大電力が5.0kW以上であるもの。</li> </ul>	電力受給契約書記載の電力受給開始日
燃料電池 (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請者は国(一般社団法人燃料電池普及促進協会)の補助を受けて、市内の対象住宅に燃料電池を設置した個人、又は設置された対象住宅を購入した個人であること。</li> </ul>	取得年月日(国の補助事業完了日)
定置用リチウムイオン蓄電池 (蓄電池)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請者は市内の対象住宅に定置用リチウムイオン蓄電池を設置した個人、又は設置された対象住宅を購入した個人であること。(ただし、太陽光発電システムと同時設置による併設に限る)</li> <li>② 常時、太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池であること。</li> <li>③ 蓄電池について電力会社の電力系統と連系していること。</li> <li>④ 蓄電容量の合計が1kWh以上であるもの。</li> </ul>	電力受給契約書記載の電力受給開始日

## 申請の流れ

補助金の申請は、次のような流れで進みます。※書類に不備がある場合は、さらに日数を要します。



## 添付書類

補助金の申請に際しては、各機器ごとに下表で示した添付書類を添付する必要があります。

(●印は必須。 ▲印は場合により必要。)

添付書類		太陽光発電	燃料電池	蓄電池
1	住民票の写し（市外在住者の場合のみ。発行後3ヶ月以内のもの。コピー可。）	▲	▲	▲
2	長期優良住宅建築等計画の認定通知書又は低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し	●	●	●
3	変更認定通知書の写し （長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合）	▲	▲	▲
4	承継の承認通知書の写し （長期優良住宅建築等計画の認定計画実施者の地位を承継した場合）	▲	▲	▲
5	導入場所における導入後の状態を示す写真 ① パワーコンディショナ、太陽光パネル、エネファーム、蓄電池等の機器全体が写ったもの ② パワーコンディショナ、エネファーム、蓄電池の型式・型番等に関する表示が読めるもの （太陽光パネル全体を1枚の写真で収めることが困難な場合、分割しての写真も可。 パワーコンディショナ、エネファーム、蓄電池それぞれの型式・型番等が判読できるもの。）	●	●	●
6	工事請負契約書又は対象機器が導入された建物の売買契約書の写し	●		●
7	領収書台紙兼販売証明書（市書式）	●		●
8	電力受給契約申込書兼系統連系申込書の写し （または申込内容のブラウザ印刷）	●		●
9	電力受給契約書の写し	●		●
10	対象機器の出力対比表	●		
11	国(燃料電池普及促進協会)へ提出した補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)の写し(全3枚) FCA【様式第14または第15】		●	
12	国(燃料電池普及促進協会)補助金の額の確定通知書の写し FCA【様式第16】		●	
13	国(燃料電池普及促進協会)取得財産等管理台帳の写し FCA【様式第17】		●	
14	その他市長が必要と認める書類 （補助金申請後、追加で指定書類をご提出いただく場合があります。）	▲	▲	▲

※補助金申請書とすべての添付書類が同一名義である場合のみ交付対象です。（工事・売買契約書、領収書、電力受給契約書、国補助金の額の確定通知書等すべての添付書類の名義人が同一であり、市の補助金の申請者であること。）

※変更認定通知書または承継の承認通知書がある場合は、それらのうち最新の書類の名義人が申請者と同一である必要があります。

## 申請の注意事項

よくお読みのうえ、申請してください。

### 申請書の提出について

- ① 申請書類および添付書類は返却しませんので、一式の写しを取り、保管してください。
- ② 下記の【申請・お問合せ先】まで、提出してください。

### 申請書類及び添付書類について

- ① 申請書類、添付書類及び記載内容等に不備がある場合は、受付せずに返却します。
- ② 印鑑について、ゴム印・スタンプ印(シャチハタ印)は不可です。また、印鑑は訂正印も含め、すべて同じものを使用してください。また、消えるボールペンで記入しないでください。
- ③ 申請書類の訂正は、修正液等を使用せず、二重線で訂正し、同一の印鑑で訂正印を押印してください。
- ④ 補助金交付請求書について、申請者と口座名義人が同一である必要があります。
- ⑤ 補助金交付申請書とすべての添付書類(工事・売買契約書、領収書、電力受給契約書、国補助金の額の確定通知書等)の名義人が同一である必要があります。

### 申請期限について

提出期限は平成31年3月29日(金)必着です。お早めの設置・申請をお願いします。

**電力受給契約書、国補助金の額の確定通知書の写し、取得財産等管理台帳が不備の状態**で申請された場合、書類不備の訂正期限を平成31年4月19日(金)(必着)とし、全ての書類が揃った段階で審査を行います。電力会社との電力受給契約等は、申込者の居住地域の環境や申込状況等により申込から系統連系までに一ヶ月以上要する場合があります。

### 対象機器の導入日について

補助の対象となる方は、対象機器を平成30年4月1日から平成31年3月29日の間に導入された方であり、対象機器の導入日は、2ページの「導入日の定義」に基づき審査します。

### その他

- ① 個人情報保護のため、原則、申請者又は手続代行者以外の方への連絡やご説明はできません。申請書類の作成等、実質的に代行されている販売工事店、ハウスメーカー等の担当者であっても、申請書類に手続代行者としての記載がなければ、連絡・ご説明はできません。また、申請書類内容に関し電話による確認を円滑に行うため、申請者に代わり実質的に書類作成等されている方が手続代行者になられるようお願いいたします。
- ② 補助金の交付を受けた方に対し、補助対象機器に関するデータの提供や市が実施する温暖化対策及びエネルギー施策に協力を求めることがあります。
- ③ 既存の認定長期優良住宅の屋根に太陽光発電等の設備を新たに設置し、荷重等が増加する場合、工事着手前に長期優良住宅の変更申請が必要となりますので、ご注意ください。
- ④ 個人情報保護のため、当該住宅が長期優良住宅・低炭素建築物に認定されているかどうかについては、電話やメールにて回答できませんので、ご了承ください。

**省エネ・創エネ設備導入促進補助金** に関する書類提出先・問合せ先

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市 環境学習都市推進課

電話:0798-35-3818 FAX:0798-35-1096

E-mail: vo\_kangaku@nishi.or.jp

【お問合せ時間】 祝祭日・年末年始を除く月曜日～金曜日の9:00～17:00(12:00～13:00除く)

**長期優良住宅 及び**

**低炭素建築物の認定** に関する問合せ先

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市 建築指導課

電話:0798-35-3783 FAX:0798-36-3795

E-mail: vo\_kensinsa@nishi.or.jp